

社会福祉法人志木市社会福祉協議会多機能型事業所運営規程

平成20年1月28日
規程第7号

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人志木市社会福祉協議会が設置する社会福祉法人志木市社会福祉協議会多機能型事業所（以下「事業所」という。）が行う障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年11月7日法律第123号。以下「法」という。）第28条第1項に規定する生活介護等の適切な運営を確保するために必要な人員及び管理・運営に関する事項を定め、障害福祉サービス（法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービスをいう。以下同じ。）の円滑な運営管理を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえて個別支援計画を作成し、これに基づき利用者に対して障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に障害福祉サービスを提供しなければならない。

2 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立った障害福祉サービスの提供に努めなければならない。

3 事業所は、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、他の障害福祉サービス事業を行う者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

4 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のために、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じるよう努めなければならない。

5 前4項のほか、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例（平成24年埼玉県条例第67号）」に定める内容のほか関係法令を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称 社会福祉法人志木市社会福祉協議会多機能型事業所

(2) 所在地 埼玉県志木市上宗岡1丁目5番1号

(実施する障害福祉サービスの種類及び定員)

第4条 事業所が実施する障害福祉サービスの種類及び定員は、次のとおりとする。

(1) 生活介護 18人

(2) 就労継続支援B型 22人

(職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 障害福祉サービス共通

ア 管理者 1人（常勤1人兼務）

管理者は、職員の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。

イ サービス管理責任者 1人（常勤1人）

サービス管理責任者は、施設ごとに障害福祉サービスの提供にかかるサービス管理を行うものとする。

(2) 生活介護

ア 医師 1人（嘱託1人）

医師は、利用者及び職員に対し、定期的及び緊急時の診療及び健康管理を行う。

イ 看護職員 2人（常勤1人、非常勤1人）

看護職員は、利用者の診療の補助及び看護並びに利用者、職員の保健衛生管理に従事する。

ウ 機能訓練指導員 1人（非常勤1人）

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。

エ 生活支援員 7人（常勤3人、非常勤4人）

生活支援員は、利用者の生活指導及び生活訓練に関する業務に従事する。

(3) 就労継続支援B型

ア 生活支援員 5人（常勤2人、非常勤3人）

生活支援員は、利用者の生活指導及び生活訓練に関する業務に従事する。

イ 職業指導員 6人（常勤2人、非常勤4人）

職業指導員は、利用者の職業指導及び職業訓練に関する業務に従事する。

2 前項の員数については、埼玉県条例で定める基準を下回らない範囲で変動することができる。

（営業日及び営業時間）

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 生活介護

①営業日及び営業時間

月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分までとする。

ただし、12月29日から1月3日までと、祝休日を除く。

②サービス提供日及びサービス提供時間

月曜日から金曜日までの午前9時から午後3時30分までとする。

ただし、12月29日から1月3日までと、祝休日を除く。

(2) 就労継続支援B型

①営業日及び営業時間

月曜日から土曜日までの午前8時30分から午後5時15分までとする。

ただし、12月29日から1月3日までと、祝休日を除く。

②サービス提供日及びサービス提供時間

月曜日から土曜日までの午前9時から午後3時30分までとする。

ただし、12月29日から1月3日までと、祝休日を除く。

(障害福祉サービスを提供する主たる障害者)

第7条 事業所において障害福祉サービスを提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

- (1) 身体障害者（身体障害者福祉法（昭和24年12月26日法律283号）第4条に規定する身体障害者をいう。）
- (2) 知的障害者（知的障害者福祉法（昭和35年3月31日法律第37号）にいう知的障害者のうち18歳以上である者をいう。）
- (3) 精神障害者（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年5月1日法律第123号）第5条に規定する精神障害者のうち18歳以上である者をいう。）

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、志木市の全域とする。

(障害福祉サービスの内容)

第9条 障害福祉サービスの内容は以下のとおりとする。

(1) 生活介護

- ア 食事・排泄の介護、日常生活上の支援
- イ 軽作業等の生活活動や創作的活動の機会の提供
- ウ 身体能力、日常生活能力の維持・向上のための支援
- エ その他利用者の支援に関すること

(2) 就労継続支援B型

- ア 事業所における就労の機会及び生産活動の機会の提供に関する支援
- イ 事業所外における企業実習等、企業内で行う請負作業に関する支援
- ウ 知識・能力が高まった利用者に対する就労への移行に向けた支援
- エ その他利用者の支援に関すること

(利用者から受領する費用の額等)

第10条 障害福祉サービスを提供した際に受領する費用の額は、厚生労働大臣が定める基準による。そのうち、各市町村が定めた利用者負担額として利用者または利用者の保護者等（以下「利用者等」という。）から受領した額以外については、各市町村から代理受領するものとする。

2 事業所は、前項の支払いを受けるほか、障害福祉サービスにおいて提供する便宜に要する費用として、次の各号に掲げる費用の支払いを受けることができるものとする。

(1) 利用者の希望によって、飲み物（茶、紅茶、コーヒー、清涼飲料等）を事業者が提供する場合に係る費用

実費

(2) 利用者の希望によって、教養娯楽、社会参加の機会等を事業者が提供する場合に係る費用

実費

(3) 送迎サービスの提供に係る費用

1回（片道）あたり200円（1か月あたりの上限 2,500円）

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者等に対して、事前に文書で説明したうえで、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるとする。

4 第1項及び第2項の支払いを受けた場合は、当該費用にかかる領収書（第1項につい

ては受領証)を、当該費用を支払った利用者等に交付するものとする。

(障害福祉サービスの利用に当たっての留意事項)

第11条 利用者は、次に掲げる事項を遵守することとする。

- (1) 共同生活の秩序を保ち、規律ある生活をする事
- (2) 火気の取り扱いに注意すること
- (3) けんか、口論、泥酔、中傷その他他人の迷惑となるような行為をしないこと
- (4) その他管理上必要な指示に従うこと

(緊急時における対応方法)

第12条 職員は、障害福祉サービスの提供を行っているときに、利用者の病状に急変その他の緊急事態が生じたときは、速やかにあらかじめ定めた協力医療機関へ連絡する等の必要な措置を講じるとともに、管理者に報告しなければならない。

(苦情解決)

第13条 事業所は、その提供した障害福祉サービスに関する利用者等からの苦情に迅速かつ適切に対処するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 事業所は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 事業所は、その提供した障害福祉サービスに関し、法第10条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者等からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 事業所は、その提供した障害福祉サービスに関し、法第11条第2項の規定により都道府県が行う報告若しくは障害福祉サービスの提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者等からの苦情に関して都道府県が行う調査に協力するとともに、都道府県から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

5 事業所は、その提供した障害福祉サービスに関し、法第48条第1項の規定により都道府県知事又は市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者等からの苦情に関して都道府県知事又は市町村長が行う調査に協力するとともに、都道府県知事又は市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

6 事業所は、都道府県、都道府県知事、市町村又は市町村長から求めがあった場合には、第3項から前項までの改善の内容を都道府県、都道府県知事、市町村又は市町村長に報告しなければならない。

7 事業所は、社会福祉法(昭和26年3月29日法律第45号)第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力しなければならない。

(非常災害対策)

第14条 事業所は、非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第15条 事業所は、利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応を図るために、次の措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止に関する責任者の選定
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 苦情解決体制の整備
- (4) 職員に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

(その他運営についての留意点)

第16条 事業所は、適切な障害福祉サービスが提供できるよう職員の業務体制を整備するとともに、資質向上を図るために研修の機会を次のとおり設けるものとする。

- (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- (2) 継続研修 年2回以上

2 事業所は、職員及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者等の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 事業所は、他の事業所等に対して、利用者に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者の同意を得ておかななければならない。

(委任)

第17条 この規程に定めるほか、運営に関する重要事項は、理事会が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年10月1日から施行する。